

大阪市条例第10号

大阪市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

大阪市中央卸売市場業務条例（昭和46年大阪市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p><u>（開設者による食品等持続的供給法に係る公表）</u></p> <p><u>第47条の2</u> 前条に定めるもののほか、市長は、インターネットの利用その他の適切な方法により、次に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p><u>(1) 市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</u></p> <p><u>(3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容</u></p>	[新設]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。